

制限の概要

(土砂災害防止法による警戒区域内) 平成 13 年 4 月施行

みんなが土砂災害のことを知り、いざという時の心構えをしておくことが必要。

(土砂災害防止法による特別警戒区域内) 平成 13 年 4 月施行

- ①住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可
- ②居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうかの建築確認が必要
- ③急傾斜地の崩壊などが発生した場合にその居住者など生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある建築物の所有者等に対し、都道府県知事が移転等の勧告が出来る